# 中華民国成立時のイギリスのチベット政策

## 小 林 隆 夫

キーワード:イギリス外交、インド、チベット、宗主権、英中蔵三国交渉、英露協定

## はじめに

1911年10月10日、武昌蜂起をきっかけに辛亥革命が勃発、翌12年1月孫文を臨時大総統とする中華民国が南京に樹立された。清朝は北洋新軍の首領袁世凱を起用して事態の収拾に当たらせるも、袁世凱は中華民国臨時政府と交渉して自らが臨時大総統に就任し、清の版図の維持と五族共和、共和政の採用を約束した。1912年2月、清朝は滅亡したが、中国に利権を持つ欧米諸国と日本は、この新国家を即時承認することを論外とした。なぜなら、承認手続きは通常、新政府が中国全土を有効的に統治して秩序を維持していること、そして前政府が諸外国に認めた権利や義務などを継承することを求めるからである。しかし、新政府は初期においては袁世凱の北京政府と孫文の南京政府の連立政権であり、中国諸省は独立を宣言して混乱状態にあった。その中で、イギリス、ロシア、日本は、それぞれ満州、チベット、モンゴルおよび新疆において有していた条約上の権利や特権を新政府が認めることを重視した。

中国に最大の利益を持つイギリスは、チベットの自治が外国によって侵害されないことを英領インドの安全保障上重視し、清およびロシアとの協定を通して、チベットを中国の宗主権下におき、その内政に干渉しないことを約していた<sup>1)</sup>。しかし、清は次第にチベットに対する主権を主張して統制を強める政策へと転換しようとした。実際のチベットの中国主権下への組み込みは、四川省総督を中心に推進され、趙爾豊麾下の清軍のチベット進軍によって1909年に本格化する<sup>2)</sup>。これと連動して、駐蔵大臣の聯豫はネパール、ブータン、シッキムなどのイギリスがインド北辺の緩衝国として重視するヒマラヤ諸国に対しても中国への朝貢と従属を求め、清の影響力の拡大を図ろうとした。イギリス政府は警戒心を高め1912年8月17日、中華民国臨時政府に対して覚書を提出してチベットの自治を保つこと、そしてその対策として中国の宗主権を制限することを要求し、その受け入れを中華民国承認の条件とした。しかし、中華民国が覚書を受け入れ

るとした場合、チベットの自治を保全するための具体的措置について、イギリス政府は明確な方針を決定していなかった。そしてその措置に対して、外務省、インド省、インド政府そして駐華公使ジョーダン(John N. Jordan)の間で意見が相違した<sup>3)</sup>。

一方中華民国の承認において、イギリスは列国との協調を重視した。そのため、イギ リスが覚書の要求の受け入れに執着することは、いたずらに承認を遅らせることを意味 した。長江中流域に大きな通商上の利権を持つイギリスにとって、中国の不安定性は列 国の干渉を招く恐れがあり、よって中国の秩序の回復を支援することはその主要な利益 に適うものとなるはずであった。それ故、チベットの自治確保を優先するか、新中国の 承認を優先するのか、この両者の兼ね合いによって、イギリスはチベット保全の具体的 指針を決定しなければならなかったともいえる。この兼ね合いについて主要な研究は、 ロウが日英関係の観点から言及しているものであり、イギリスが安定した中国の成立を 重視する日本の立場に従って中華民国を承認していく過程に焦点を合わせている。ロウ は、中国の早期安定を求めるイギリスは、チベット問題の解決への執着がいたずらに中 華民国の承認を遅らせると判断し、チベット問題に関する覚書の受け入れ案件と中華民 国承認問題とを分離せざるを得なかったと指摘する<sup>4)</sup>。そのような慌ただしい状況下で イギリス政府が決定したチベット政策は、インドにおける英中蔵三者会談の開催であっ た。これはシムラ会議となって結実する。本論ではロウの指摘を踏まえつつ、外務省、 ジョーダン、インド省そしてインド政府の駆け引きに焦点を当て、シムラ会議前夜のイ ギリスのチベット政策の特徴と問題点を検討していく。

#### 1. 1912年8月17日の覚書提示の背景

列国間における中華民国承認をめぐる議論は1912年2月22日、日本政府がイギリス外務省に共同歩調をとることを打診したことから始まった。日本政府は、外国人が中国で持つ権利や特権を継続させることが不可欠として、列国が承認時に、予防策として新政府からこれらの権利を公式に確かめること、同時に中国の対外債務に関する公式の約束を確保することを訴えていた<sup>5)</sup>。

ちょうどそのとき、イギリス政府内では、清軍のチベットラサ侵攻やインド境界部に対する脅威にどう対処するかという問題が喫緊の問題として浮上していた。それまでイギリスは清軍のラサ侵攻に際して、英露協定の規程に従ってチベットの混乱を傍観せざるを得ない立場におかれていた。しかし、中華民国臨時政府がチベットを主権下に組み込む方針を明らかにし、1911年12月30日、上海で開かれた国会開設のための準備会議は、革命派・皇帝派を問わず、国会選挙の代表区として本土18省以外にチベット、満州、モンゴルおよびトルキスタンを含める決定を下したことによって、イギリスはチベット内政不干渉政策の見直しを余儀なくされた。イギリス外務省は、この決定を中国がチベットを併合する意図を持つ証拠と判断した。

しかし、清軍が革命に動揺して戦闘意欲をなくし、チベット軍の抵抗を強めさせ、12月下旬には、中国兵が帰国のために略奪を繰り返した。これを抑えようとした聯をも追放したことによって、戦局はチベット有利に傾いた $^{6}$ 0。イギリスはこの情勢を利用して、中国の侵攻を排除するための検討を開始した。この過程から、中華民国承認の条件として、中国のチベット内政不干渉という要求を中国新政府に突きつける考えが生まれてくるのである。まずグレイ外相(Sir Edward Grey)はインド相クルー(Lord Crewe)に対し、イギリスが中国のチベット併合に反対することは条約上正当化できるのか、それは中国辺境部の解体にならないのかという基本的な問いから検討を開始した。清朝崩壊後、中国諸省は独立宣言を発していることから、新中国政府に対する過度の要求が周辺地域の混乱を拡大させ、中国全体の解体につながるのではないかと危惧されたのである $^{7}$ 0。

インド省の諮問を受けたインド政府は、チベットが政治的孤立を維持することは地理上不可欠であると主張し、反英暴動は起こると仮定する理由はないが、辺境部の解体がイギリスの反対から生じるかどうかについては判断できないが、「チベットに関する納得のいく解決を中国がなすことを新政権に承認を付与する条件とすること」を要求した<sup>8)</sup>。インド政府は、承認と秩序回復に必要な借款を求める中華民国の弱い立場を利用して、中国にチベット内政不干渉を誓約させることを考えたのである。インド省のクルーはこのインド政府案に賛成であった。

しかし外務省は不賛成であった。そのような提案はイギリスが承認のための条件を明 記する先例となり、ロシアや日本、フランスが倣う恐れがあるからである。クルーはこ のような外務省の不安に一定の理解を示しつつも、「新政府がその帝国の外郭の省を管 理する能力を示すことはいかなる場合において承認の条件としなければならない」と述 べ、チベットを中国の正規の省として編入することは英中協定違反であり、条約義務と して宗主権下においてチベットの自治を守ることを中国政府に要求することが必要だと 主張した9)。グレイも新中国政府の承認に一定の条件をつける必要性を認めていた。し かしその条件として、駐華公使ジョーダンは「現条約下におけるチベットの現状を維持 する」ことに限定すべきことを強調した。そうしなければ、「ロシアが明確にモンゴル において要求したように、イギリスも中国に対してチベットの自治の施策を要求すれ ば、イギリスは他の諸国にも同様の要求を出させる機会を与え、そしてチベットの解体 を促したという非難を招きかねない」<sup>10)</sup>からである。クルーもまた、中国の宗主権下に おけるチベットの自治はさらにチベットの独立を要求することを意味せず、英中協定に おいて認められている原則に従った真のチベット政府の維持を指すに過ぎないものとし て、イギリスの要求を条約下におけるチベットの現状を効果的に維持することに限定す べきことを確認した11)。もっともインド政府はさらに強硬な注文を付け、承認の条件と して中国がブータンとネパールに対する宗主権の主張を取り下げること、そしてインド

東北部の部族領土を侵略することを控えることなども要求した12)。

もっともイギリスをはじめとする列国が承認の付与する際の最大の問題は、臨時大総統となった袁世凱が中国全土を有効統治できるかどうかにあった。1912年3月上旬、北京の軍隊が反乱を起こして市内を掠奪し、無政府状態がいくつかの省に広がり、日本外相内田康哉は義和団事件のように列国の干渉が必要になる恐れがあると述べた。グレイもまた、省に対して自らの意思を守らせる能力のない政府などを列国は承認するわけにはいかないだろうと記している<sup>13)</sup>。

四川省によるチベット干渉計画も不安を高めた。そもそも四川省はチベットへの過干渉を避けようとする清朝を無視してチベット介入を強引に推進しており、軍事力を以てチベットを管理することを必須としていると見られていた<sup>14)</sup>。このような中で、6月8日、四川省臨時議会が新たに4個連隊をチベットに派遣する決定を下したことは、イギリス政府の対抗姿勢を強めさせた。もし袁世凱が四川省主導の遠征を阻止できなかった場合、チベットの親中派の勢力が復活し、チベット情勢は再度中国有利に展開しかねないという不安をイギリス政府内に高めていたからである<sup>15)</sup>。それに対処すべく、クルーは、イギリスは国際条約などで明記した宗主権の規定を維持するものの、チベットに完全な自治政府を維持するため、ラサにおける中国常駐使節の権力を定義して、チベットに駐屯する中国兵の数を適切規模に制限することを主張し、7月11日、次の6項目を中国政府へ伝えることをグレイに提案した。その一方で、クルーはネパールとブータン問題を中国承認の条件とするインド政府の要求を斥けた<sup>16)</sup>。

- (1) イギリス政府は公式に中国のチベットにおける宗主権を認めてきているが、主権を認める用意はない。
- (2) イギリス政府はチベット内政に中国が活発に干渉する権利を認めない。チベット 内政は、1906年4月に英中間で調印された第1条規定に従って、チベット当局の 手に委ねられる。
- (3) イギリス政府は過去2年間におよぶ中国官吏によるチベット行政権の剥奪行為ならびにチベットを中国本土に編入しようとする袁世凱の大統領令に異議を唱え、その再発を警告する。
- (4) イギリス政府は、中国が適切な規模の護衛を伴う代表をラサに駐在させ、チベットの対外関係について助言する権威を否定しないが、ラサないしチベット全土に無制限の中国軍を駐屯させることを黙認しない。
- (5) イギリス政府は中華民国承認の前提条件として、上記の方針を明文化した協定を 締結することを要求しなければならない。
- (6) その間、インドを経由するチベットとの通信は中国には完全に閉ざされるが、上記の協定が調印され、イギリス政府が適切と判断したときに再開される。

この提案の特徴は、「中国は、常にイギリスによるチベットにおける中国の宗主権の承認を、その主権を承認したとまで(解釈を)広げようとしている」ため、「現今の機会を、イギリス政府の宗主権に関する見解を公式かつ曖昧でない言葉で記録しておくために利用する」ことであった。これは事実上の宗主権の定義化であった。チベットにおける中国の主権を否定して宗主権を認めるが、宗主権とは、チベット内政に干渉できず、対外関係に関する助言するにとどめられる、さらにチベットに駐留する中国軍の規模は駐蔵大臣の護衛程度に限定される、このような限定的宗主権の受け入れを、クルーは中華民国承認と交換しようとしたのである「70。

このインド省による「チベットの政治的地位に関する包括的声明」に外務省は概ね受け入れたが、「主権を認める用意がない」という文言の挿入を嫌い、代わりにチベットの現状の変更を認めないという文言に変更した。その理由として考えられることは次の二点である。その第1は、イギリスが中国、ロシアと締結した一連の協定や条約において宗主権の存在を繰り返していたため、これら協定の改訂を待たずに主権の否定はできないという事情である。第2は、ジョーダンが指摘したことであったが、チベットへの中国の主権を否定すると、チベットは事実上独立国家と見なされ、外国の介入とその解体の危険性が高まることである。このような見地に立って、外務省は「主権の否定」に代えて、宗主権を限定することで、つまり宗主権を換骨奪胎することによって、中国のチベット干渉の余地を完全に排除しようとした。そしてインド省案に改変を行い、8月17日付覚書として中国政府に提出した18)。

- (1) イギリス政府は中国の「宗主国の権利」を認めてきたが、中国がチベット内政に 積極的に干渉する権利を認める気はなく、従って中国人官吏の過去2年間にわたる チベットの行政権を剥奪する行為と袁世凱によるチベットを中国の省と同じに見な す政策に抗議する。中国の適切規模の護衛を伴った代表の駐在権およびチベットの 対外関係について助言する権利は認めるが、ラサないしチベット全土に無制限の軍 を保持することは黙認しない。これらの方針を中華民国承認に先立つ条件として文 書化された協定の締結を要求しなければならない。
- (2) このような理由から、イギリス政府は過去2年間における中国人官吏によるチベットの行政権力を強奪しようとする行いと、チベットを中国本土の諸省と同じ位置に見なし、かつ、およびチベットにつながるすべての行政的事柄を国内行政の範囲に入れようとする、1912年4月21日の袁世凱の大統領命令に、完全に異議を唱えなければならない。

イギリス政府はそのようなチベットの政治的地位の定義を受け入れることを公式 に拒否する。そして例外があるような行動を中国人官吏が繰り返すことがないよ う、中華民国政府へ警告しなければならない。

#### 人間文化 第34号

- (3) ラサに適切な規模の護衛を伴い、チベット人に対外関係に関して助言を与える権威を持つ代表を駐在させるという中国の権利は争われるべきものではない。イギリス政府はラサないしチベット全般に無制限の中国兵を維持することを黙認する用意はない。
- (4) イギリス政府は中華民国の承認を与えるに先立つ条件として、文書化された協定の締結を要求しなければならない。
- (5) 同時に、インドを経由するチベットとのすべての通信は中国に完全に閉ざされなければならない。そして、上述の協定が締結されたときに、イギリス政府が課した条件に基づいて、再開されるものとする。このことは、袁世凱にはすでに通知したように、現在ラサに駐屯し、もし望むのならば、インドを経由して自由に中国へ帰環しようとする中国守備隊の撤退に適用するものではない。

この覚書に対して中国政府は沈黙を保った。タイムズ特派員のモリソン(Dr. G. E. Morrison)は、承認を遅らせることは中国の再建を妨げることになると指摘して、覚書の受け入れを承認の前提とするイギリス政府の態度を批判した。しかし、イギリス政府は承認の申し込みは中国政府がなすべきものであり、それも袁世凱政権が選挙によって正当に確立されてからのことだとして取り合わなかった<sup>19)</sup>。

覚書の提出後、イギリス政府は覚書の趣旨に反する行動を一切控え、チベットに関する中国の新たな行動を一切認めようとはしなかった。イギリスが中国に要求した第1の条件は、まず中国が、特に四川省がチベットに再干渉することをやめ、チベットに残留する中国軍を撤退させることであった。それゆえ袁世凱が中華民国の成立を伝えるための使節をラサへ派遣しようとした時、インド政府は使節をダージリンにとどめた。外務省もこの方針を支持し、使節のチベット入りを一貫して拒否した<sup>20)</sup>。

1912年の秋から冬にかけて、イギリス政府は中国のチベットに対する政策に不信感を強めていった。チベットに残留していた中国軍は8月12日のネパールの仲裁によって武器を放棄し、インド経由で中国へ帰国するはずであった。しかし、彼らの撤退は遅れるばかりか、9月下旬には四川の都督代理がHsi'Kang省(西康省のことか)を建ててチベットに中国の権威を主張していると報じられ、さらにロイター通信は10月中旬に中国が東チベット支配に着手したと伝えた<sup>21)</sup>。北京では中国軍のチベット即時撤退を求めるジョーダンに対して、外交部次長は「無関心を装い」、中国の権威を損なわないように駐蔵大臣がチベットを退去しないことを望むと述べ、これに呼応するかのように、ラサに残留していた中国軍司令官の鍾穎は聯豫に代わって駐蔵大臣に任命されたという理由で帰国を拒んでいた<sup>22)</sup>。

これらの情報はイギリス政府のチベット問題収拾の見通しを暗くさせた。グレイはとりあえず中国の行動が8月12日の停戦協定違反であると中国政府に警告するよう

ジョーダンに指示したものの<sup>23)</sup>、最大の問題は袁世凱が四川省の強硬なチベット干渉政 策を抑えることができるのかという点にかかっていた。しかしジョーダンは、袁世凱の 統治能力にそれほど信頼を置かず、彼が明確な決定権を行使できるのは人民投票で正式 に大総統に決定されて後のことでしかないと弱気であった。その代案として、ジョーダ ンはサディヤとリマ間にインド軍を配置し、中国軍の動きを牽制することを提案し た<sup>24)</sup>。その間にも東チベットにおける中国の意図は明確な形をとりつつあった。成都の イギリス総領事キングは東チベットのザユルを中国が新しい省に変える計画を持つこ と、そして袁世凱自身も中国の境界線をチャムドまで拡大したい旨を四川省に伝えたと 報じた。このザユルの中国行政管区への編入の真偽をグレイから質問されたジョーダン は、この新管区はすでに清朝政権時に趙爾豊が平定した地域を含んでおり、中国が趙に よって設定された境界にこだわる限りでは、イギリスが抗議する根拠はないと述べた<sup>25)</sup>。 もっともザユルはアッサム地方に隣接する地域であり、事態を重視したイギリス政府 内では脅迫によってそれを抑制しようとする考えが浮上してくる。インド政府はこの脅 追路線を提唱した。インド政府はまずザユル併合はチベット領土に対する中国の重大な 侵犯であるので中華民国を承認すべきではないとし、さらに中国に対するもっとも効果 的な脅迫はイギリスがチベットの独立をロシアとの協調のもとに積極的に支援すること だと提案する26)。インド政府の脅迫案は、中国軍の動きが止まる冬季の間に行われるこ とにおいて効力があるとしていた。さもなければ中国軍は春に入るとまた侵攻を積極化 するからである。ジョーダンもロシアとの協調はロシアを不当に利することになると反 対したものの、インド政府の提唱する脅迫は効果を持つと支持した<sup>27)</sup>。このようなイン ド政府とジョーダンの意見をもとに、クルーはグレイに対して、次のように中国へ警告 を与えることを提言した。冬季における東チベットの戦闘の小康状態は中国に圧力を加 える好機である。もし新中国を承認しないという政策が不十分な効果しか持ち得ず、そ して8月17日の覚書を基に中国が交渉を行うという意思を3ヶ月以内に示さなければ、 イギリスは1906年の英中協定を効力なきものと見なしてチベットと自由に交渉し、さ らに中国がチベットを侵犯した場合には、イギリスはチベットを積極的に支援して独立 を維持させる。もっともクルーはチベットとの直接交渉の脅しを用いる一方、中国の合 意を引き出すために譲歩を与えることも提言した。それはチベットの境界の定義を、ザ ユルはチベット領とする一方、ダージ、チャムドなどの既征服地域は中国に与えて大総

イギリス国内でも中国の東チベットにおける活動は関心を高めつつあり、12月5日には下院で東チベットに中国が新省を作ったか否かについての質問が出され、外務省は四川都督が提案中であり、イギリスの利益の保護のため、事態を見守っていると回答せざるを得なかった。そのためグレイはイギリスの行動方針を考慮し、中国政府に8月17日の覚書に対する回答の即時提出を迫るようにジョーダンに訓令し、もし返答がな

統の意思に適うようにするというものであった<sup>28)</sup>。

い場合には、ロシアとの協調行動はとらないまでも、ロシアへの通知を行った上でチベットと直接交渉を行わざるを得ないと考慮したのである<sup>29)</sup>。中国外交部が長い沈黙を破って8月17日の覚書に関する意見交換を求めたのはその4日後の12月14日のことである。

#### 3. 中華民国による覚書への回答

1912年12月14日、中国外交部次長はジョーダンに覚書に対して公式の回答をする前 に、意見交換を行いたいと提案した。意見交換という申し入れが示唆したように、中国 側の覚書に対する態度は、ジョーダンにとってきわめて不満なものとなった。外交部の チベットに対する立場は次のようなものである。1. 中国は外国をチベット内政に干渉 させないことを約束したが、自国が干渉しないとは約束していないし、条約下において そうする自由がある。2.中国の官吏がチベットにおいてすべての行政権を持つという のは正確ではなく、大総統令によって公式にチベットを省として編入する意図がないこ とを保証する用意があった。3 チベット駐留の中国軍は「無制限」ではなく、通常約 2000名であって不合理な数ではない。4.中国はまだ国家承認を受ける前に新たな協定 を結ぶ理由を持たないため、現状の条約で十分と考える。これに対して、ジョーダンは 中国がこのように申し立てる理由には、ロシアがモンゴルの独立を承認したことが背景 にあり、おそらくイギリスもこれに倣ってチベットを承認することに危険を感じたので はないか、それゆえ、イギリスの要求を無視するより、討論に応じることが賢明だと確 信しているのだと推測した。従ってジョーダンは、中国が果たしてチベット問題の解決 を前向きに考えていることは疑わしいと考え、外交部の申し立てに対して強い調子で論 駁した。チベットは常に自治国であり、中国が内政干渉する権利はないこと、大総統令 はイギリスへの誓約をすでに侵害しており、すでにチベットの一部が中国の省として編 入されていること、そして中国の軍事活動を制限する必要がある<sup>30)</sup>。

しかし、このような中国の婉曲な反応に対して、イギリス政府が検討していたような、イギリスがチベットと直接交渉を行う自由があるという脅迫を中国に行う方策を、グレイはまだ決断することができなかった。その理由は脅迫が中国貿易に与える損害への不安であった。ジョーダンは脅迫手段に効果があることを認めたが、通商上のリスクを伴うために避けることが望ましいと進言している。「チベットとモンゴル問題の類似性はきわめて衝撃的であり、中国に同一の方針で解決できると信じさせることは正当化できない。イギリスにとって、重要な違いはイギリスの広大な通商上の利益がロシアよりも攻撃にもろく、そのためにイギリスは(脅迫といった)行動を正当化することに特別な注意を払わなければならない」31)。そのため、グレイは今しばらく中国に対して8月17日の覚書の条件の受け入れを要請することを好み、もし中国が拒否した場合の対応については、さらに検討するとしたのである32)。

12月23日、外交部はイギリスの8月17日覚書に対する回答をジョーダンに提出した。 回答は12月14日のものと似通っていたが、1 イギリス政府はチベットにおける中国の 利益を認めており、中国が協定を守る限りその行動を妨げない、2.大総統令の目的は 五族を一家族として統合することであり、チベットを省に変えようとするものではない と主張する点で、若干強調点の違いがあった。つまり中国側の主張の強調点は「五族、 すなわち満族、中国人、モンゴル人、イスラム教徒、そしてチベット人をその領土に完 全に統合することで偉大な中華民国」をつくること、そして五族の協和する国とするの が中華の理念であって、チベットを省に変えることが目的ではないという論理であ る33)。ジョーダンにとっては、チベットを中華民国に含めることは中国に併合すること と同じであり、そのような理由付けが正当とはいえないと反駁したのは当然である。し かしジョーダンは、真の問題は袁世凱が自らの人気をおとしめるような危険な決定、つ まりイギリスの要求を受け入れてチベット併合勢力を敵に回すような決定を下すことが できないという事情を理解していた。それでもジョーダンは1913年1月8日、外交部 総長に対し、中国の回答に全く不満であることを告げ、英中間の問題を解決する唯一の 機会は8月17日の覚書の条件を受け入れる以外にないと強調した34)。このような8月17 日の覚書を基にして中国に交渉を求めるイギリス政府の方針は以後、貫かれることにな る。

イギリス政府はそれでも中国には交渉に応じる気配があると考え、8月17日覚書の を基礎としてチベット問題の解決を図る用意がある旨を繰り返した35)。交渉を行うため には覚書の要求を具体化する必要があった。それも春になると中国軍の軍事行動が再開 される恐れがあったため、早期に決定しておく必要があった。そのために解決しておか なければならない問題とは、チベットの領域を具体化することであった。チベットへの 内政干渉を防止するにはチベットそのものの地理的境界を決定することから始める必要 があったのである。インド北辺の安全保障を重視したインド政府が提示した提案は、イ ギリスが必要とするものは絶対に確保する一方、妥協しても良いものは中国へ譲歩する という実際的なものであった。インド政府は、中国が覚書を拒否した場合にはイギリ ス・チベット直接交渉を実施するという脅迫手段をとることが効果的だとする見方につ いて、ジョーダンの指摘通りに非現実的であると見なした。なぜならペルシア防衛とい う負担を抱える一方で、チベットに軍を派遣して無期限駐留することは財政上不可能で あり、かつロシアの抗議と対抗要求を招きかねないからである。そのためインド政府 は、選択可能な政策として、インド北東部境界とチベット・ネパール間の境界線をイン ドの安全保障上有利になるように修正する一方、中国のチベット再占領を許可するとい うように覚書を修正することを要求した。インド政府は、そのような選択はチベット人 の対英不信を招き、さらにロシアがイギリスに追従してチベットに権利を要求する恐れ を伴う危険性を認識していた。しかし、それはインドの北辺とビルマ境界の安全保障さ

え確保できれば良いというきわめて現実的判断に立ったものである36)。

それではインド政府はどの範囲をチベット境界として望ましいと判断していたのか。インド政府はチベットの伝統的な世俗的行政上の境界に基づいて、ザユル、マルカム、ドラヤ、チャムドをチベット領とすることを提言した。クルーは、このインド案に概ね同意し、さらに中国の過去数年間の軍事的成果に基づいて境界を定めることは危険であることを強調した。なぜなら、一旦中国が軍事占領した地域を中国に与えると、中国は軍を駐留させている地域の割譲をさらに要求しかねないからである。そこでクルーは1904年のチベットの現状に立ち返り、中国軍が駐留していないザユル、マルカム、ドラヤ、チャムド、ギャデ、ナクチュカおよびタングラ山脈以南の全土と西部をチベットの境界として定義すべきことを提言した370。

次に検討対象となったものはチベットに駐留させる中国軍の規模であった。外交部は2000名が適正規模と主張していたが、インド政府はあくまでもラサのみにアンバンの護衛として300名とし、もし中国がイギリスに対する条約義務の履行のために相当数の兵員の駐留が必要であると主張するならば、彼らの最近のチベットにおける行動は条約遵守を悪化させただけだと論駁すれば良いと主張した。中国の主張は1911年当時にチベットに展開していた中国軍の規模を根拠としていた。これに対してインド省は、覚書第一条で中国がチベット内政に活発に干渉する権利を否定した以上、300名が適正であり、もし中国が1911年の事実に基づいて2000名を要求するならば、対抗上1904年の原状に戻すべきだと主張した。こうしてイギリスが要求する中国軍の数は300名に絞り込まれていくことになる38)。

1913年1月30日、中国外交部は正式に8月17日覚書を基に交渉を再開したいと通知した。このときのジョーダンとの会談において、外交部総長陸徴祥がもっとも問題としたことは、覚書第一条の「宗主国の権利」という表現であった。イギリスはなぜ突然「宗主国」という術語を用いるのか? ジョーダンはこれに対して、「主権国」の権利との区別を明確にするためであり、中国がチベットを省として編入する権利を認めることができないからだと指摘し、それに伴ってチベット境界を定義化する必要性があることも告げた。これに対して、陸は「宗主国」を省き、中国の「権利」を何の制約もなしに保持したいと要求した。

このように覚書の要求に対する中国の異議はあったものの、中国が同意したことによって、外務省は交渉用資料としての協定案の作成を求めた。イギリスがチベット国境の明確化を考えている以上、外務省が英中交渉の再開に関してロシア政府へ通知する必要を感じたことは当然であったが、インド省は6か条からなる協定暫定草案を作成し、2月7日に外務省へ提示する。

(1) 二国は相互にチベットの領土的完全性を尊重し、その国の内政に干渉することを 10 (223) 控えることを約束する。

- (2) 中国政府はチベットに軍隊を送らないこと、ないしその国に文官や武官を駐在させないことを約束する。もしそのような軍隊や官吏が協定調印の日においてチベットにとどまる場合には、1月を超えない期間内に撤退すべきものとする。
- (3) 上の条項は過去同様に中国が適切な護衛を伴った代表を駐在させる権利に影響しない。その護衛はいかなる場合においても、ラサで300名を超えないこと、チベット当局に対してその対外関係に関して助言する権威を持つこと。
- (4) 中国はこれによって1908年4月20日のチベット通商協定下で中国が請け負った 契約から解放される。イギリス政府は今後チベット当局が交易所の管理、通商ルートの保護、通商規定に関して、上述の規定の規定を正当に履行する責任があると見なす。
- (5) 現協定の目的のため、「チベット」はザユル、マルカム、ドラヤ、チャムド、ギャデ、ナクチュカおよびタングラ山脈の南および西に位置するすべての地域を含むものとみなされる。
- (6) 二国は相互に、この協定の正当な履行を確保するためにラサのチベット当局に斡旋を行うことを約束する $^{39}$ 。

インド省案の特徴は、中国兵の限定と内政干渉の防止を重視し、またチベットの国境を正式に定義する代わりに、新しい規定が適用するはずの地域のみを明記した点にある。インド省は国境線の厳格化よりもインドの安全に重要となる地域の確保を重視したのである。さらに草案第四条において、現行の英中協定の規程における、中国がチベットの交易所や電信線の保護などを適切に管理する責任を外すことが主張されていることも重要であった。そうしなければ、中国は協定義務を遂行するために再度チベット内政へ干渉する可能性が残るからである。なお、協定につきものの2国間の同意を示す序文が省かれているのは、イギリスが中華民国を承認していないためである。そこで外務省はあらたに「署名者はおのおのの政府によって正当な権限を授けられて、以下のように合意する」という序文を作成し、残りの条項についてはインド省案をほぼ了承した400。

このインド省案第一条に対してジョーダンとインド政府は問題点を指摘した。ジョーダンは、チベット内政干渉を禁止する条項に間違いなく中国は反発すると指摘し、インド政府はチベット内政不干渉に関する過去の条約規定をいちいち照会することは交渉を遅延させると指摘した。また第二条に関しては、ジョーダンは、中国はラサの守備隊を孤立させないために彼らとの通信手段を維持しようとし、そのためにラサと四川の間に軍の駐屯地をおくことを求めてくると懸念した。しかし、インド政府はその要求は拒絶すればよいと主張した<sup>41)</sup>。このような批判を受けて、3月7日、インド省は協定草案を見直し、新たに改訂草案を提示した。

- (1) 英中2国はチベットが中国の主権下ではなく宗主権下にあることを承認し、相互 にその国の領土保全を尊重し、ラサのチベット政府の手にとどまる国内行政に干渉 を控えることを請け負う。
- (2) 中国政府はチベットに軍を送るか、文民ないし武官を駐在させず、その国に中国 の植民地を築かないことを請け負う。もしこの協定の調印の日に軍や官吏ないし植 民者がチベットにとどまっているならば、彼らは一月を超えない時期の間に撤退す べきものとする。
- (3) 上の条項は過去において適切な護衛を伴った中国の代表がラサに滞在し、チベットの対外関係について助言を行う権威を持っていた取り決めの継続を排除するものとは見なされない。しかし、上述の護衛はいかなる環境においても300名を超えることはないとここに規定する。
- (4) 中国はこれによって1908年4月20日のチベット通商規定下で中国が入った取り 決めから解放される。イギリス政府は今後チベット政府が通商市場の行政、通商路 の保護、通商規程に関する上述規程の条項を適切に履行する責任を負うものと見な す。
- (5) 現状の規程の目的のため、チベットとは、ザユル、マルカム、ドラヤ、チャムド、ギャデ、ナクチュカ地区とタングラ山脈の南および西に位置するすべての国を含むものと見なされる<sup>42)</sup>。

改訂草案はまず第一条にあった条約規定への参照を省き、代わりにチベットの地位を 「中国の主権下」ではなく、「宗主権下」にあるとする表現に置き換えている。インド省 は先の機会に中国の主権を否定する文言を8月17日の覚書に明記するように主張した が、外務省はこれを斥けた。そのような事情にもかかわらず、あえてインド省が主権否 定の文言の復活を求めた理由であるが、是が非でもその要求を貫徹しようとするもので はなかった。インド省は中国がいやがるその表現を強調することによって、交渉上の利 益が生まれると判断していたにすぎない。実際、クルーはジョーダンの報告からして外 交部が抵抗することを予期しており、譲歩しても良いと考えていたのである。第二条に おいては、中国のチベットにおける植民地の建設を禁止する言葉の挿入を提案したが、 それは中国がチベットに介入できる可能性をすべて取り除いておくためのものであろ う。そして、ラサと四川の間の通信ライン上の駐屯地の建設に対する中国の要求は突き 返せば良いと考えた。しかし、それ以外に重要であったことは、もしチベットが駐蔵大 臣と護衛のラサ駐在を拒んだ場合に、チベットの保全責任をイギリスが代わりに引き受 けるのかという問題であった43)。インド省はその責任をとることに消極的であったが、 チベットが中国官吏を国内から完全排除しかねないという懸念をぬぐい去ることはでき なかった。なぜなら、中国の軍事作戦の失敗によって、チベットに独立の機運が芽生え

たからであり、それを裏付けるようにモンゴル・チベット協定に調印して相互の独立を 確認したという情報が入ったからである。そこで、次にモンゴル・チベット情勢および ロシアの動きに対するイギリスの政策が中国との交渉にどのような関係を持ったのかに ついて見ておく必要がある。

### 4. 英中蔵三国交渉案と英露協定改正案の浮上

辛亥革命はモンゴルが清朝から独立する機会を与えた。モンゴルは清朝の藩部であったが、1911年12月1日に独立を宣言、翌1912年11月3日にロシアと露蒙協定を締結、大国ロシアへの接近によって中国からの独立を確かなものにしようとした。この後、イギリスは中国政府から8月17日の覚書に対する回答を得、チベットにおいて実施すべき具体的政策を模索中であった。この行動方針についてロシア政府へ通知する必要性は政府内で合意されていたが、それがロシアがモンゴルにおいてとっている行動と類似していると指摘され、この状況をイギリスがロシアからチベットに関する譲歩を引き出すために活用できないものかという議論が浮上した。ジョーダンは露蒙協定が中国に大きな動揺を与えたが、中国が露蒙協定を中国の宗主権を認めるロシアとの直接協定によって置き換えようとする機会を生みだしているので、もしそうなった場合には、イギリスにも8月17日の覚書を基礎とした宗主権を認める同様の協定を中国に要求できると期待した440。インド省は類似性を持ち出すことは交渉上賢明ではないと意見していた450。

露蒙協定の成立に加えて、1913年1月中旬、モンゴル・チベット協定が締結されたとの情報が入ったことは、ロシアのモンゴル・チベットへの影響力の強化をイギリス政府に警戒させることになった。ロシア外相サザノフ(S. Sazanov)はブカナン駐露大使に、ブリヤート族修道士ドルジエフ(Agvan Dorzhiev)がダライラマの名前で協定に調印し、チベットとモンゴルの中国からの独立を相互に承認しあったと通知した。もっともロシア政府はイギリスとの了解なしでチベットに関して行動できないため、この協定を無価値であると補足した<sup>46)</sup>。しかし、20世紀初めにダライラマのロシア接近を仲介したドルジエフが絡んでいることはイギリス外務省を不安にさせ、ロシアはモンゴルを利用してチベットへ武器を供給したり、モンゴル人修道士を通してチベットの修道院に影響を与えたりすることによって、チベットのロシアへの依存度を高めようとしていると疑った<sup>47)</sup>。

露蒙協定とモンゴル・チベット協定の成立がイギリスに与えたもっとも重大な影響とは、内陸アジアにおける英露の勢力均衡がロシアに大きく傾き、チベットにおけるロシアの立場が強化されることになるということであった。まずモンゴル独立問題への対応についてイギリスが重視したことは、イギリスの通商権の問題であり、ロシアと対等の権利を獲得できるのかということであった。商務省は露蒙協定付属文書からロシア人が得た権利は従来から持っていた権利の確認に過ぎず、新たに排他的権利を得たとは断定

しがたいと見ていた。また、イギリスはモンゴル独立を承認していないため、現行の中国との条約の下でロシアがモンゴルから獲得した特権の均霑を受けることもできるであろうと判断した<sup>48)</sup>。第2に、モンゴルを保護下においたロシアの影響力がチベットに拡大したことは、チベットの現状維持を定めた英露協定の改正を必要としたという意見を強めたことである。すなわち、チベットに対する中国の軍事侵攻とロシアの影響力の拡大という危機の出現によって、インド省とインド政府の中で、イギリスは対抗上チベットに地歩を固めるために英露協定を改正しなければならないという声が高まったのである。しかし外務省はこの動きを避けようとし、そこで外務省とインド省・インド政府との間で英露協定改正論争が始まるのである。

イギリスの新たな情勢への対応は、まずモンゴル独立を認めるかどうかという問題から始まった。1913年1月、ドルジエフ率いるモンゴル使節団はペテルブルクへ赴き、ロシア皇帝に謁見、ロシア軍部から中国に対抗するための武器供与やモンゴル軍の軍事教練の支援の約束を受けたが<sup>49)</sup>、イギリスによるモンゴル独立の承認を得るためにイギリス駐露大使館への接近を図った。これに対して、ブカナンはイギリス政府の許可を受けないままに使節を受け入れることを拒否した。その間外務省はモンゴル・チベット協定の法的効力の確認のため、ドルジエフがそもそもダライラマの公的許可を得たのかどうかを調査させた。これに関してロシア外相は、ドルジエフはロシア臣民であるのでダライラマの代表とは認められないと回答し、これを受けてイギリス外務省は、チベット・モンゴル協定には法的権利に関する証拠がないため、何らの政治的重要性も持たないと判断した<sup>50)</sup>。それでも、もしダライラマがドルジエフの行動を承認していたならば、チベット「独立」承認問題が現実のものとなる可能性は残ったのである<sup>51)</sup>。

モンゴル承認問題が生み出した次の課題は、ダライラマの親英的感情をどのように維持させるのかであった。ダライラマはチベットへ帰国後、イギリスの具体的支援を求めていた。ダライラマはイギリスへチベット人少年を教育のために派遣して親英感情を表していたが、同時にロシアへもチベット人少年を留学させ、次第によってはロシアになびくことも不安視された。それに加えて中国側もダライラマに外交攻勢を強化し、北京の官報はダライラマの称号を回復する大総統令を掲載して、中国への帰順を呼びかけた520。さらにインド政府が得た情報では、鍾穎がタシラマほかのチベットの高僧を懐柔して中国の影響力を回復しようと試みていた530。ダライラマを苦境に追い込んだのは、東チベットにおける四川省と雲南省の軍隊の攻勢と、占領地区を中国の新省とする動きであった。1913年4月に入ると、東チベットにおけるチベット軍の弱体はイギリスの目にも明らかとなった540。ダライラマはインド政府に対して、ラサに頑固に駐留し続ける鍾穎摩下の中国軍をできる限り撤退させるための支援を繰り返し求めていた550。

このように、ダライラマをつなぎ止めるために何らかの形で中蔵間の紛争に介入する ことは急務となりつつあった。しかし、イギリスのチベット内政不干渉を定めた英中間 の諸協定や英露協定に反しない形でどのようにしてチベットと中国を和解させ、中国軍を撤退させるのか。この問題に対して、インド省はインドにおいてチベット側代表と鍾穎が直接講和交渉を行うことを提案した<sup>56)</sup>。彼はインド省の意図は、それによってイギリスがラサへ直接介入することへの異議をなくさせ、同時にインドで会議を開催することで、チベット代表をイギリスの間接的影響下に置くことにあった。チベット人がイギリスの意向に反する取り決めを中国と結ぶことはないと踏んだのである。この提案の背景には、シッキム駐在のイギリス人官吏からの提言があったように思われる。その提言は、中国とロシアに強い不信感を示し、チベットにおける中国護衛の規模を300名と限定するとともに、ロシアの脅威に備えるため同じく300名の護衛を伴うイギリス官吏をラサに駐留させる必要があるとしていた。さらに提言は中蔵間の交渉にはチベットの協定の承認拒否を避けるためにイギリスも出席すべきこと、最後に交渉は中国の圧力を防ぐためにロンドンかインドのガントク、ダージリン、そしてシムラを挙げたのである<sup>57)</sup>。

これに対する外務省の立場は、イギリスがチベットに直接責任を負うことにつながる 約束は極力すべきではないというものであった。この考えに基づいてインド省案を検討 したグレイは、「イギリスは直接関与しないが、かなりの程度交渉の成り行きを管理で きる」ことにひとまず納得し、ジョーダンにモンゴル、チベットを含めた全体的状況に 対してとるべき意見を求めた<sup>58)</sup>。グレイの意図に反して、ジョーダンは中蔵交渉にイギ リスも加わらなければ管理することはできないと指摘して、三国交渉を勧告した。その 根拠となるジョーダンの見通しは次のように、やや楽観的なものである。中国はチベッ トにおける地位を失い、失地回復するには征服戦争を行うか交渉をする以外にないが、 征服が成功する見込みは薄い。ロシアはその保護下にあるモンゴルとチベットが条約を 締結したことでチベットに利益を得た。このような状況はイギリスがチベット政策を修 正することを正当化している。もしイギリスが自立するチベットを求めるのならば、ダ ライラマとの密接な関係を樹立し、チベットの要求をよく知っておくことである。チ ベットは中国の東チベット侵略を防ぐための保証を得るため、適切規模の護衛を伴った 駐蔵大臣のラサ復帰を認めるかもしれない<sup>59)</sup>。グレイはイギリスの直接関与案を受け入 れる傍ら、イギリスが締約国となってチベット問題の条約上の責任を負うことも、また 英露協定を改正することも嫌った。グレイの考えは、イギリスが中蔵両国の良き援助者 になることであった。イギリスは中蔵交渉の間にダライラマとの密接な関係を築き、チ ベットを説得してアンバンのラサ復帰を認めさせて中国に恩を売る。そして中国にはこ のような尽力の見返りとして、8月17日覚書に提起された問題の解決に協力するよう 説得する。もしこれが成功し、中蔵間の新たな協定が成立すれば、イギリスは中国と新 たな協定を結ぶことも、ロシアとの新たな協定を結ぶことの必要性から解放される600。

このようなグレイの考えの根底には、英露協定を最初に改正することは賢明ではない

とする判断があった。なぜならグレイはロシアと新たな状況について討議する必要は認めつつも、英露協定がチベットのみならずアフガニスタン、ペルシアにおける英露両国の行動範囲を規定している以上、もしイギリスがチベットにおける新たな地位を要求すると、ロシアもアフガニスタンにおけるロシアの権利を要求し、アフガニスタンに関する条項の改正が必要になることを恐れたからである。しかし、アフガニスタンの支配者はそのような状況を受け入れるはずがないので、英露協定の早期改正は困難にならざるを得ない、とグレイは推測していた<sup>61)</sup>。

クルーはこの考えに理解を示しつつも、ロシアがアフガニスタンに関する対抗要求を出すことはないと考え、英露協定の改正に固執した。クルーは、ロシアがチベットで強い立場になってイギリスの相対的影響力は低下したが、ロシアの新たに獲得した権利の大きさから見て、イギリスは英露協定を改正してチベットへの介入を提案できる状況が生まれたと述べ、改正を正当化した<sup>62)</sup>。そしてイギリスのチベットにおける影響力を強めるためにロシア政府との交渉を行うよう、次のように提言した。

チベット情勢は、ダライラマが(イギリスに)敵対的ではなく友好的であるという大きな違いはあるものの、1903年のそれにとてもよく似ている。1903年においてインド政府が提案できた唯一の恒久的救済法はイギリスの代理人をラサにおくことであった。クルー氏はロシアとの交渉の提案から生じる実際的な措置に関する討議はこの点にかかっていると見ている。過去十年間のすべての教訓は、言ってみれば、チベットは孤立できないということである。何らかの影響下に従属しなければならない。我々はイギリス以外に影響がいくことを許容できない。イギリスの影響力は唯一首都に何らかの形でイギリスの代理人をおくことで維持されるのだ。……望むならば、ラサにイギリス人官吏を置く排他的権利を得ることは疑いなく利益になると見なしている<sup>63)</sup>。

グレイはこのような提案を認めるはずもなく、インド省に再考を求めた<sup>64)</sup>。これに対してインド省はインド政府に意見を求めた。インド政府はアフガニスタン関するロシアの要求の有無に関して意見を述べる立場にないと断った上で、最初に英露協定の改正提案を出すことは賢明ではないとした。しかし、ロシアの拡張によってインド国境が圧迫されているため、チベットに関するロシアとの交渉は必要であるとした。その論理は次のようなものである。「ロシアはカシュガルにおける新領土の獲得によってシムラの300マイル、スリナガル150マイル以内に接近し、インドの通商路を圧迫している。この圧迫に対して、まずなすべきはロシアとインドの国境調整提案であり、その代償をチベットに求める。まずチベット問題に関する関わりは極力避けるべきである。ロシアはチベットのラマ僧とロシア人仏教徒の宗教的関わりを認められる以外に一切のチベット

における利益を放棄すること。イギリスは秩序の維持や利益の保護のためにやむを得ざる場合を除いてチベットの領土保全を侵害しないことを保証する。もし、ロシアが譲歩しなければ、以下の4点を要求する。「①ラサにイギリス官吏を駐在させ、②チベット当局と直接通信を持ち、③上記の状況においてチュンビ渓谷を占領する権利、そして④ネパールが過去に失った領土を回復する権利」<sup>65)</sup>。

インド政府の見解の特徴は、イギリスがチベットに影響力を及ぼすための具体的措置を確保するために英露協定の改正が必要であるとしたことにある。このような英露協定の改正を求めるインド政府の支援を受けて、クルーは次の2つの措置をとることを外務省に勧告した。第1に、ロシア政府との交渉をインド案4点に基づいて行うこと。その理由としてクルーは、チベットを取り巻く国際環境の変化に対応するため、イギリスはチベットでより自由な行動を求めることは不可欠となったと指摘し、チベット問題に関する英露交渉は、ロシアのモンゴルでの行動に対する代償の要求としてではなく、過去6年のチベットにおける中国の政策の結果必要になった立場で行えば、成功する望みがあるとした。第2に、中国とチベットの交渉はインドで行い、新協定は形式上3国協定にして、ロシアとの交渉と同時進行させること。このようなクルーの提案は、イギリスの責任の増加を極力回避しようとするグレイの意図に逆らうものであった。しかしクルーはイギリスの責任の増加は状況によって押しつけられているものであり、恒久的な合意を達成するために直面しなければならない問題であると言い切った。イギリスがラサへ代表を送る権利を得ることは不可欠である、とクルーは強調したのである<sup>66)</sup>。

1913年 5 月中旬、インド省とインド政府の共同圧力を受けたグレイは、インド省案に沿う形で英中蔵三国協定締結交渉をインドで開始することに同意した。しかしロシア政府に対しては、まず英露協定改正のための同意を求めることが好ましいとして、慎重なアプローチを行う必要を強調し、その上で英中蔵交渉と英露交渉を同時に進めることについては、異なる場所で 2 つの交渉を同時に催すことは実質困難であり、もし中国がペテルブルクで英露交渉の内容を知れば、イギリスに対する不信感を強めるとの理由で拒否した $^{67}$ 。このような外務省の妥協にインド省は同意し、インドにおける英中蔵三国交渉開催の提案が 5 月 26 日に外交部へ伝達されることになる $^{68}$ 。袁世凱はインドで三国交渉を行うことに同意した $^{69}$ 。

## 5. 中華民国承認問題におけるチベット案件の分離

先に述べたように、インド省はチベット問題の解決を中華民国承認の条件として主張、外務省もチベットに関する英中間の協定規定の遵守を中国が公式に保証することを以て承認の条件とすることに同意した。しかし、イギリスは中国問題の解決を日英同盟に基づく協調によって進めて行かざるを得なかった。それ故、日本の中国承認に関する動向がイギリスの方針を左右していくことになる。

#### 人間文化 第34号

革命勃発後、中国の地方情勢は動揺し続け、列国が中華民国の承認をためらう一因となっていた。しかし、アメリカ合衆国は、承認は政府により大きな権威を与えて中国情勢の安定につながるとして、中華民国を承認する好都合の時期であると主張した。これに対してグレイは、新中国の国会が開催されて政府を正式に認めることが承認に先立つ条件であり、それがなされない限り列国は中国を承認することはできないとの姿勢を崩さなかった<sup>70)</sup>。当時中国の国会は1912年夏に招集される予定であり、従って少なくとも12年秋までは承認を検討することはできないとしたのである。

この姿勢は1913年初頭においても維持された。インド政府は中国、とくに四川省がチベット遠征を続けているため、中華民国承認に消極的であった。その最中の3月末、袁世凱の政敵で国民党指導者の宋教仁が上海駅で暗殺され、それに袁世凱が関与しているとの疑惑は混乱に輪をかけた711)。宋教仁暗殺の騒動の最中、ウィルソン合衆国大統領(Woodrow Wilson)は、列国の対中借款団は中国の植民地化を図る道具と非難してアメリカを撤退させ、中国承認を再主張した。日本政府は、アメリカが列国との協調を無視して単独で中国を承認するかもしれないとイギリス外務省に伝えた721)。グレイはアメリカに自制を要請したが、アメリカ国務省は4月2日、中華民国を承認する決定を列国に通知した。その理由として、アメリカは、列国との事前協議が必要であるということは、他国によって妨害される義務を負わなければならないことであり、問題が生じるからだとしたのである731)。日本政府もまた、袁世凱が暗殺事件に加担していると噂される中で、中華民国を承認することは袁世凱を支援するに等しいとしてアメリカに抗議した741。そしてグレイは、列国の協調およびイギリス人が持つ条約上の権利などを中華民国が公式に認めることの2点を以て、イギリスが中華民国を承認するための条件とすることを再確認した750。

しかし、アメリカの承認決定は列国の中で動揺を引き起こした。ドイツ政府はアメリカの承認という新状況に対して列国がとっている態度に不安を覚えていた<sup>76)</sup>。何よりも態度を変えたのは日本政府であり、中華民国承認を迫る世論の圧力のもとで、日本は中国承認を早い時期にせざるを得ないと声明した。

過去1年間の経験は、共和政の政治形態がとにかく持続していることを示しているようである。そして適切な時期にそれを承認することは新政権の完成を助け、秩序と安寧の維持に寄与するであろう。それ故に、国会が公共秩序を維持できる大総統を選出し、もしその国の情勢が平穏さを維持すれば、帝国政府は、中国政府が条約および慣行から生じる国際的義務と責任を尊重し続けるという条件の下で、中国のすべての行政改革が完了することを待たずして、中華民国に承認を与えることを希望する<sup>77)</sup>。

この日本の方針にフランスとロシアが同調した。中華民国承認問題は、5月に招集さ 18 (215) れたイギリス下院審議においても注目を集め、アーサー・リンチ議員(Arthur Lynch)は、アメリカに倣ってイギリスも中国を承認することを要求した。列国との協調を重視した外務省は、列国の多くが日本の方針を受け入れているため、中華民国承認をチベット問題と分離して検討しなければならないことを認識した。アクランド外務次官(F. D. Acland)が下院において、イギリス政府は理由なしに中国の承認を遅らせているわけではなく、チベット問題は分離して扱われるであろうと答弁したことは、このような事情を反映している<sup>78)</sup>。事実グレイは日本政府への通信において、イギリスは条約上の権利などを中国が公式に認めることを望むという態度を崩してはいないとする一方、中華民国の承認は列国全体の同時的行動によってなされるべきものだとして、イギリスの政策の変更をにおわせた。さらにグレイはジョーダンに対して、袁世凱がこの提案を受け入れるかどうか私的に確認するよう指示したのである<sup>79)</sup>。ジョーダンは5月下旬に総統府秘書長梁士詔と会談し、袁世凱が提案を受け入れて協定案をつくる意思があることを告げられる<sup>80)</sup>。これを受けて外務省はチベットを中国の承認と別の交渉案件とすることでインド省と合意することになる<sup>81)</sup>。

#### おわりに

チベット問題の収拾と英露協定の改正、そして中華民国承認をめぐるイギリス外務省、インド省およびインド政府の意見対立と調整は、インドの安全保障という地域的問題に関心を持つインド省・インド政府の立場と、イギリス帝国全体の利益を重視する外務省の立場の違いを投影していた。外務省は世界各地にまたがる広範な地域におけるイギリスの利益を保護する任務を持つがゆえに、チベット問題への積極的介入が負担と責任を増加させることを嫌った。それゆえ、中国の宗主権下におけるチベットの自治の保全を中国との交渉の主眼とし、ロシアとの協定改正にも消極的であった。これに対して内陸アジアの安全保障にもっぱら関心を抱くインド省とインド政府は、国際環境の変化への対応という主張の下にイギリスのチベットにおける行動の自由の拡大を要求した。そのような意見対立の中で、インドにおける三国会議の開催と英露協定改正交渉構想が決定されたのである。グレイがこの決定を認めた理由には、明らかにロシアの立場の強化に対する対応の必要性および、イギリスのチベット政策決定の遅れが東チベットにおける中国の地位の強化につながるという懸念があったと思われる。

もっともグレイはインド省の要求した主権を否定することを明記した宗主権の定義を中国政府に押しつけることを避け、さらに英中蔵三国協定草案を交渉開始前に開示することを避けて、三国交渉に対する袁世凱政権の同意を得やすくしようと試みていた<sup>82)</sup>。そのために外務省はチベット問題を既存の協定規定に沿う形での穏便な解決をする方針にこだわった。このような三国交渉方針決定時における外務省、インド省およびインド政府の見解の相違と調整の困難さはシムラ会議に向かうイギリス政府の意見統一に微妙

な影響をもたらす恐れがあった。

グレイが穏便な要求の交渉にこだわった背景には、中国に安定的で強力な政権を作り出し、それを通して中国における通商利権を維持しようとする期待があったと思われる<sup>83)</sup>。袁世凱は中国再建のためのローンをイギリスに求めており、チベット問題の平和的収拾の姿勢を示していた<sup>84)</sup>。そのような時にイギリスが強硬な要求を公に主張することは、中国国内の反発を強めて袁世凱の権威を失墜させ、中国の混乱を長期化させるという懸念があったと思われる。もっとも本論ではこの点について十分にふみこんで検討することはできなかった。チベット問題の解決と中国の安定化問題の具体的関係については、今後の研究課題にしたい。

#### 凡例

National Archives, Great Britain,

FO535/15, Foreign Office, Confidential Print, Further Correspondence respecting the Affairs of Thibet. 1912. Part IV.

FO535/16, Foreign Office, Confidential Print, Further Correspondence respecting the Affairs of Thibet and Mongolia, 1913. Part XVI,

FO405/208-209, Foreign Office, Confidential Print, Affairs of China, 1912.

FO405/211-212, Foreign Office, Confidential Print, Affairs of China, 1913.

#### 注

- 1) この点については拙稿「イギリス・チベット協定(1904年)と英中関係(1)『人間文化・愛知学院大学人間文化研究所紀要』28、2013年、pp. 1-16;「イギリスとチベット、1906~1907—チベット内政不干渉をめぐるロシアとの交渉—」『愛知学院大学文学部紀要』45、2016年、pp. 17-28;「イギリスとチベット通商協定、1908年」『人間文化・愛知学院大学人間文化研究所紀要』31、2016年、pp. 1-17などを参照。
- 2) 清朝末期におけるチベットへの干渉については、小林亮介「1910年前後のチベット―四川軍のチベット新軍の史的位置―」『歴史評論』No. 725、2010年、pp. 27-38を参照。
- 3) これら政府機関の政策に対する相違を焦点とした研究には、Wendy Palace, *The British Empire and Tibet, 1900–1922*, London and New York: Routledge Curzon, 2005がある。Parshotam Mehra, *The McMahon Line and After*, London: Macmillan, 1974は詳細ではあるが、インド・外務省・インド省の意見対立という視点は明確ではない。
- 4) Peter Rowe, Anglo-Japanese Relation, 1911–1915, London, Routledge, 1969, chapter 6.
- 5) Ibid., pp. 90–91.
- 6 ) FO535/14/104, India Office to Foreign Office, December 11, 1911; FO535/15/14, enclosure 6, Political Officer in Sikkim to Government of India, December 24, 1911.
- 7) FO535/14/9, Foreign Office to India Office, January 13, 1912.
- 8) FO535/15/16, enclosure, Crewe to Government of India, January 31, 1912; FO535/15/44, enclosure, Government of India, March 23, 1912.

- 9) FO535/15/44, India Office to Foreign Office, April 2, 1912; Lowe, op. cit., p. 92.
- 10) FO535/15/50, Jordan to Grey, April 12, 1912.
- 11) FO535/15/62, India Office to Foreign Office, May 8, 1912.
- 12) FO535/15/57, Enclosure, Government of India to Crewe, April 29, 1912.
- 13) Lowe, op. cit., pp. 92-93.
- 14) 小林亮介前揭論文、p. 35; FO535/15/67, Jordan to Grey, April 27, 1912.
- 15) FO535/15/118, India Office to Foreign Office, June 22, 1912.
- 16) FO535/15/102, India Office to Foreign Office, June 13, 1912; FO535/15/152, July 11, 1912.
- 17) FO535/15/178, India Office to Foreign Office, August 15, 1912.
- 18) A. Lamb, *The McMahon Line*, Vol. I, London: Routledge, 1966, p. 434; FO535/15/50, Jordan to Grey, April 12, 1912; FO535/15/180, Memorandum communicated to Baron Kato, August 17, 1912.
- 19) FO535/15/195, Enclosure, Extracts from Mr. Gregory's Memorandum of September 2, 1912.
- 20) FO535/15/198, India Office to Foreign Office, September 4, 1912; FO535/15/200, Grey to Jordan, September 5, 1912.
- FO535/15/241, Jordan to Grey, September 21, 1912; FO535/15/253, India Office to Foreign Office, October 16, 1912.
- 22) FO535/15/235, Jordan to Grey, September 12, 1912; FO535/15/255, India Office to Foreign Office, Enclosure, Government of India to Crewe, October 17, 1912.
- 23) FO535/15/260, October 23, 1912.
- 24) FO535/15/266, Jordan to Grey, October 29, 1912.
- 25) FO535/15/279, Jordan to Grey, October 23, 1912, Enclosure 1, Acting Consul-General King to Jordan, September 17, 1912; Enclosure 2, Acting Consul General King to Jordan, October 5, 1912.
- 26) FO535/15/283, Enclosure, Government of India to Crewe, November 7, 1912.
- 27) FO535/15/285, Jordan to Grey, November 16, 1912.
- 28) FO535/15/303, Grey to Jordan, December 12, 1912; FO535/15/296, India Office to Foreign Office, December 3.
- 29) FO535/15/303, Grey to Jordan, December 12, 1912.
- 30) FO535/15/306, Jordan to Grey, December 16, 1912; FO535/15/314, Jordan to Grey, December 26, 1912; FO535/15/319, Jordan to Grey, December 16, 1912.
- 31) FO535/15/319, Jordan to Grey, December 16, 1912.
- 32) FO (FO535/16/10, Jordan to Grey, December 26, 1912, Enclosure, Memorandum Communicated to Jordan by Wai-chao Pu.; FO535/16/1, Foreign Office to India Office, January 1, 1913.
- 33) FO535/16/10, Jordan to Grey, December 26, 1912, Enclosure, Memorandum Communicated to Jordan by Wai-chao Pu.
- 34) FO535/16/11, Jordan to Grey, January 8, 1913.
- 35) FO535/16/31, Grey to Jordan, January 18, 1913.
- 36) FO535/16/26, Enclosure 2, Government of India to Crewe, January 16, 1913.
- 37) FO535/16/37, India Office to Foreign Office, January 21, 1913.
- 38) FO535/16/38, Enclosure, Government of India to Crewe, January 22, 1913; FO535/16/51, India Office to Foreign Office, January 28, 1913.
- 39) FO535/16/76, India Office to Foreign Office, February 7, 1913,
- 40) FO535/16/76, India Office to Foreign Office, February 7, 1913; FO535/16/86, Grey to Jordan, February 12, 1913.

- 41) FO535/16/91, Jordan to Grey, February 16, 1913; Fo535/16/115, India Office to Foreign Office, February 27, 1913.
- 42) FO535/16/126, India Office to Foreign Office, March 7, 1913.
- 43) FO535/16/126, India Office to Foreign Office, March 7, 1913.
- 44) FO535/15/285, Jordan to Grey, November 16, 1912.
- 45) FO535/15/316, India Office to Foreign Office, December 27, 1912.
- 46) FO535/16/30, Buchanan to Grey, January 17, 1913.
- 47) FO535/16/137, Foreign Office to India Office, March 13, 1913.
- 48) FO535/16/41, Board of Trade to Foreign Office, January 22, 1913.
- FO535/16/49, Buchanan to Grey, January 25, 1913; FO535/16/50, Buchanan to Grey, January 26, 1913.
- 50) FO535/16/130, Grey to Buchanan, March 11, 1913.
- 51) FO535/16/140, India Office to Foreign Office, March 17, 1913; FO535/16/89, Buchanan to Grey, February 14, 1913; FO535/16/122, India Office to Foreign Office, March 5, 1913.
- 52) FO535/15/267, Jordan to Grey, October 29, 1912.
- 53) FO535/16/177, India Office to Foreign Office, April 3, 1913, Enclosure, Government of India, April 2, 1913.
- 54) FO535/16/195, Jordan to Grey, April 18, 1913.
- 55) FO535/16/204, India Office to Foreign Office, April 29, 1913, Enclosure, Government of India to Crewe, April 28, 1913.
- 56) FO535/16/114, India Office to Foreign Office, February 26, 1913.
- 57) FO535/16/172, India Office to Foreign Office, March 31, 1913, Enclosure 1, Political Officer, Sikkim, to Government of India, February 18, 1913.
- 58) FO535/16/118, Grey to Jordan, March 3, 1913.
- 59) FO535/16/125, Jordan to Grey, March 6, 1913.
- 60) FO535/16/132, March 13, 1913.
- 61) FO535/16/137, Foreign Office to India Office, March 17, 1913.
- 62) FO535/16/123, India Office to Foreign Office, March 5, 1913; FO535/16/156, India Office to Foreign Office, March 26, 1913, Enclosure 2, Crewe to Government of India, March 22, 1913.
- 63) FO535/16/151, India Office to Foreign Office, March 25, 1913.
- 64) FO535/16/206, Foreign Office to India Office, April 30, 1913.
- 65) FO535/16/215, India Office to Foreign Office, April 17, 1913, Enclosure, Government of India to Crewe, April 15, 1913; FO535/15/208, India Office to Foreign Office, September 13, 1912, Enclosure, Government of India to Crewe, September 12, 1912.
- 66) FO535/16/208, India Office to Foreign Office, April 30, 1913.
- 67) FO535/16/222, Foreign Office to India Office, May 15, 1913.
- 68) FO535/16/233, Jordan to Grey, May 26, 1913.
- 69) FO535/16/247, Jordan to Grey, June 4, 1913.
- 70) FO405/209/78, Grey to MacDonald, July 24, 1912.
- 71) FO405/211/336, Jordan to Grey, March 29, 1913.
- 72) FO405/211/338, Grey to Bryce, March 29, 1913.
- 73) FO405/211/351, Bryce to Grey, April 2, 1913.
- 74) FO405/211/362, Memorandum communicated by M. Koike, April 5, 1913.

- 75) FO405/211/378, Grey to Cambon, April 8, 1913.
- 76) FO405/211/367, Goschen to Grey, April 4, 1913.
- 77) FO405/211/380+, Substance of Instruction communicated by M. Koikem April 9, 1913.
- 78) Lowe, op. cit., p. 97.
- 79) FO405/211/403+, Grey to Japanese Charge d'Affaires, April 12, 1913; FO405/2114/527, Jordan to Grey, May 12, 1913.
- 80) FO405/2114/603, Jordan to Grey, June 2, 1913, Enclosure, Summary of Interviews respecting Recognition of Chinese Republic.
- 81) Lowe, op. cit., p. 98.
- 82) FO535/16/230, Grey to Jordan, May 23, 1913.
- 83) P. J. ケイン/A. G. ホプキンズ、『ジェントルマン資本主義の帝国』I 、竹内幸雄、秋田茂訳、名古屋大学出版会、1997年、296ページ。ロウは袁世凱の中国統一にイギリスは満足したと述べている。Lowe, op. cit., p. 85.
- 84) Chan Lau Kit-Ching, *Anglo-Chinese Diplomacy*, 1906–1920, Hong Kong, Hong Kong University Press, 1978, p. 69.